

住居確保給付金 ～転居費用補助のしおり～



令和7年4月～

お問い合わせ先
埼玉県三郷市役所
福祉部ふくし総合支援課 ふくし総合相談室
住所 三郷市花和田648番地1
TEL 048-930-7823(直通)
FAX 048-953-8311
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日、年末年始を除く)

住居確保給付金（転居費用分）とは

同一の世帯に属する方の死亡、本人もしくは同一の世帯に属する方の離職や休業等により、世帯収入が減少し住居を喪失した方、または住居を喪失するおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することで、これらの方の家計の改善に向けた支援を行います。

転居費用補助を受けるためには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①申請者と同一の世帯に属する者の死亡、申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職や休業等により、世帯収入額が著しく減少し、住居喪失、またはそのおそれがある。
- ②申請日の属する月において、世帯収入額が減少した日から2年以内である。
- ③世帯収入額が減少する前に、申請者が主たる生計維持者であった。
- ④申請日の属する月における世帯収入額が、次の表の金額以下である。
（就労収入のほか年金などの収入も含む）

世帯人数	基準額		収入基準額（上限額）
1人	81,000円	+家賃額等 （ただし、世帯ごとに設定された住宅扶助基準額が上限）	124,000円
2人	123,000円		175,000円
3人	157,000円		213,000円
4人	194,000円		250,000円
5人	232,000円		288,000円

- ⑤申請時において、世帯全員の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である（預貯金のほか、現金、債権、投資信託なども含む）。

世帯人数	金融資産
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために以下の2点に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難である。
 1. 転居に伴い住宅の一月あたりの家賃額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。
 2. 転居に伴い住宅の一月あたりの家賃額が増加するが、その他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

- ⑦国や自治体等が実施する類似の給付を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。
 ⑧世帯全員が暴力団員ではない。

対象経費・支給方法

(1) 対象経費

対象となる経費	対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃（前家賃） ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費用

※支給対象外の経費については、自己負担になります。

(2) 支給額

下記の金額を上限として、実際に転居に要する経費を支給します。ただし、その金額が上限額を下回る場合は、実費を支給します。

〈支給額の上限〉

転居先の住居が所在する市区町村の住宅扶助基準に基づく額の3倍

（例）転居先が三郷市内の場合

世帯人数	上限額（住宅扶助額）	支給上限額
1人	43,000円	129,000円
2人	52,000円	156,000円
3～5人	56,000円	168,000円

※上限額を上回る場合、差額については自己負担となります。

※実際に支出した額が支給した額を下回った場合には、差額は返還していただきます。

(3) 支給方法

転居先の住宅に係る初期費用は原則自立相談支援機関（以下「三郷市」と言います。）から不動産会社等の口座へ振り込みます。それ以外の費用（家財の運搬費用等）は個々の状況に応じて、三郷市から業者等の口座へ振り込む代理受領か、受給者の口座等への支給か、いずれかの方法で支給します。

申請をするために必要なもの

- ① 本人確認書類 ※顔写真のない証明書の場合は2つ以上の提出が必要
例：運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本、在留カード等
- ② 申請者と同一の世帯に属する者が死亡、申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者が離職・休業により世帯収入が減少したことを確認できる書類の写し
例：給与明細書、離職票、雇用保険受給資格者証等
- ③ 世帯全員の申請月の収入額が確認できる書類の写し
例：給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金振込通知書（年金額改定通知書）」
- ④ 世帯全員の申請日時点の資産が確認できる書類（通帳など）の写し
- ⑤ 住居確保給付金要転居証明書（家計相談において、家計の改善のために転居が必要と認められた場合に三郷市から交付されます）
- ⑥ 〈持ち家の場合のみ〉居住維持費用関係書類
住宅の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

支援が決定するまでの流れ

①家計改善支援事業の申請・実施

- ・三郷市に家計改善支援事業の申し込みを行います。
- ・生活状況について聞き取りを行い、具体的な支援プランを作成します。プランに基づき支援を実施し、転居の必要性を確認します（通常1～6か月要します）。

② 住居確保給付金の支給申請

必要書類を添えて、申請書を三郷市に提出します。三郷市から申請書の写し等を交付します。

③ 転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整

- ・不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、転居先を探し、住居を確保してください。
- ・住居が確保した後、不動産仲介業者等に三郷市から渡された「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載を依頼し、交付を受けてください。
- ・上記書類を三郷市に提出するとともに、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を三郷市に提出してください（審査～決定まで約1か月要します）。

④ 住居確保給付金の審査・決定

- ・審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」を交付します。
- ・住居確保給付金は、三郷市から不動産仲介業者等へ直接振り込みます。
- ・転居に要する費用が支給決定額を超える場合、差額分は受給者の自己負担となります。

⑤ 転居後の報告等

転居先への入居日から7日以内に賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して、三郷市に提出してください。この際、初期費用の他に転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）を添付してください。

住居確保給付金を徴収する場合があります

住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を徴収することがあります